

福津市景観審議会の役割

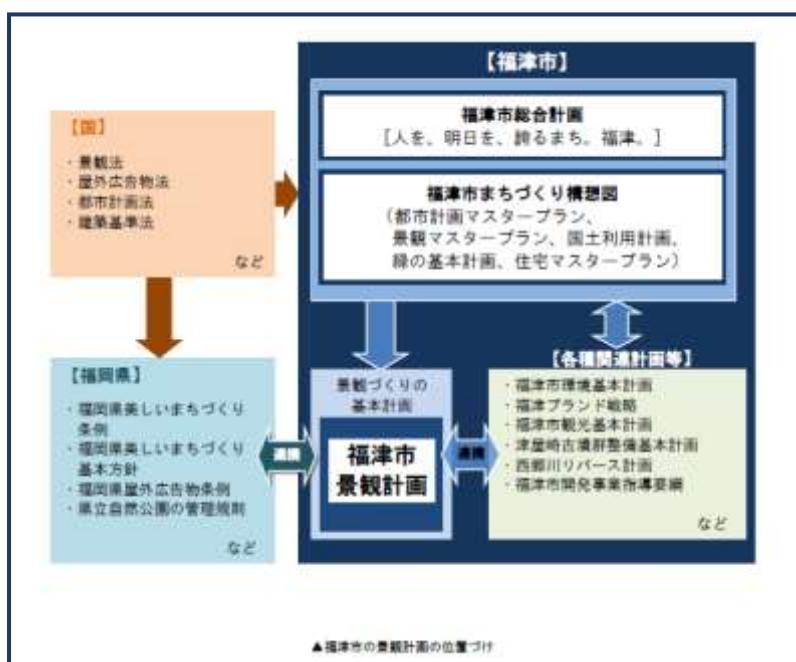
1. 目的 市の良好な景観の形成に関する事項について、市長の諮問に応じて審議を行う
2. 主な役割
- ①景観計画の策定・変更に係る審議
 - ②景観条例の改正に係る審議
 - ③届出違反行為等に係る勧告・公表、命令等に係る意見
 - ④景観重要建造物・樹木の指定・指定解除に対する意見
 - ⑤景観に大きな影響を及ぼすおそれのある事業計画等への助言
 - ⑥景観施策の進行状況の確認
3. 構成員
- ①学識経験者(都市計画、建築、土木、色彩、広告デザイン等の専門分野)
 - ②関係団体(建築士会、建設協会、商工会、観光協会、農業委員会等)
 - ③市民代表
4. 人 数 13人以内
5. 任 期 2年以内(再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間)
6. 開催頻度 年1~2回程度
7. 根拠法令
- ①福津市景観条例 第7条
 - ②福津市景観条例施行規則 第2条
8. 報酬等
- 報酬(会長 5,400 円、委員 4,800 円) ※1回あたり
費用弁償(会長 2,000 円、委員 2,000 円) ※1回あたり

福津市景観計画

福津市景観計画について

福津市景観計画は、景観法の施行および地域住民の意向を踏まえ、福津らしい良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針および景観形成基準等を明らかにし、住民・事業者・行政の共働により良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進し、その実現を図ることを目的に定めることとします。

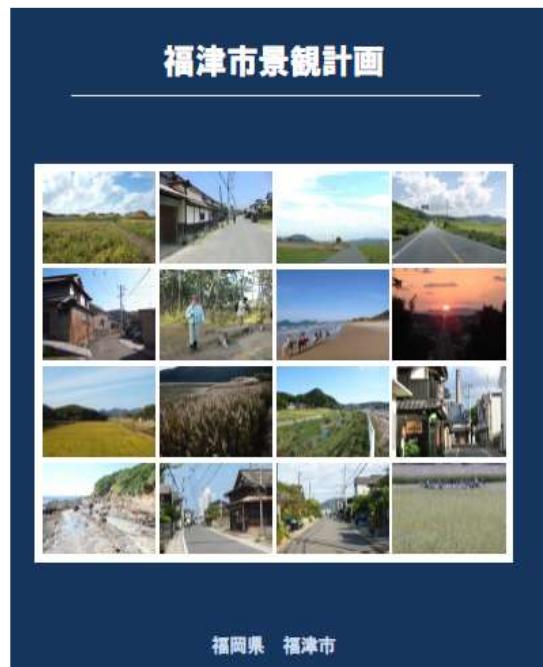
景観計画の位置づけ



福津市の景観形成方針(P.3)

市内のフットパスを分類し、
景観特性ごとに 10 のエリアと 5 つのゾーン、
2 つの景観軸に再区分。

メモ
フットパス：小径(こみち)、生活道路。
市の主要道路は景観軸。身近な生活道路はフットパスと設定し、来訪者もフットパスを楽しめるフットパスネットワークの形成を目指す。



【基本目標】
時の流れを慈しみ
福津の暮らしを未来へつなぐ
景観まちづくり



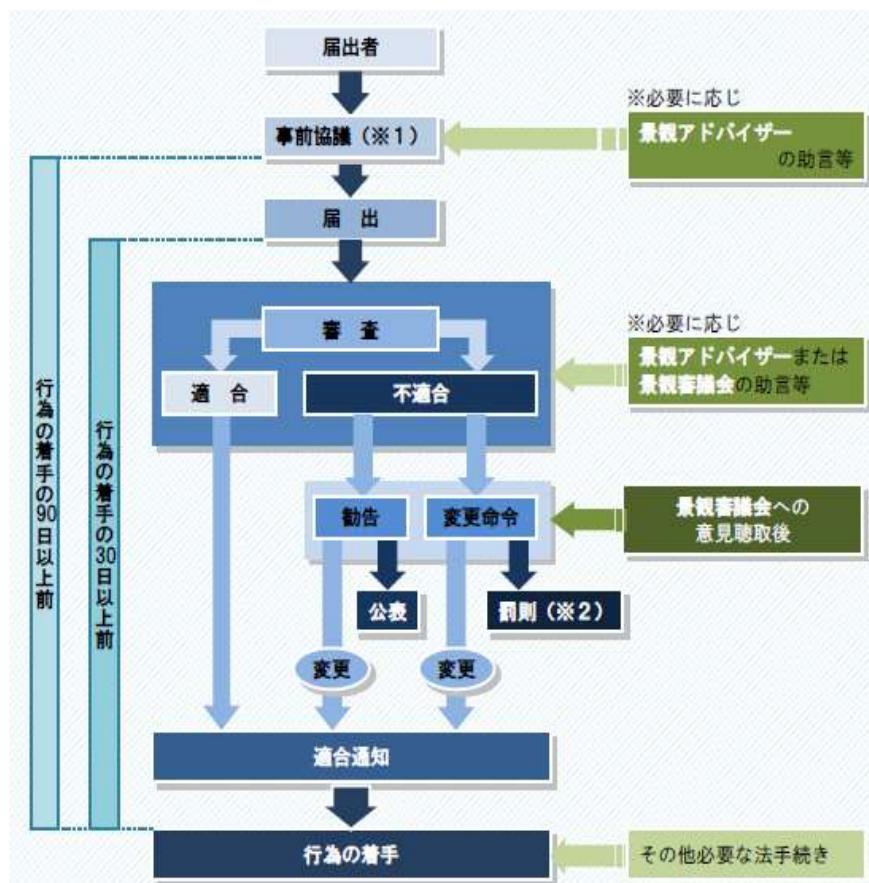
景観形成のための行為の制限

景観重点区域(P.31-48)

福間駅東区域	津屋崎千軒区域	新原・奴山古墳群 眺望区域1	新原・奴山古墳群 眺望区域2
建築物:延床1,000 m ² ～ 周囲との調和を心がける。	すべての行為 3寸勾配屋根(片流れNG)、12m以下、2階建 を基本とする。	建築物:延床10 m ² ～ 3寸勾配屋根(片流れNG)、10m以下、視点場 からの眺望に配慮。	建築物:延床150 m ² ～ 3寸勾配屋根(片流れNG)、13m以下、視点場 からの眺望に配慮。

※届出対象行為

景観の届出フロー(P.72)



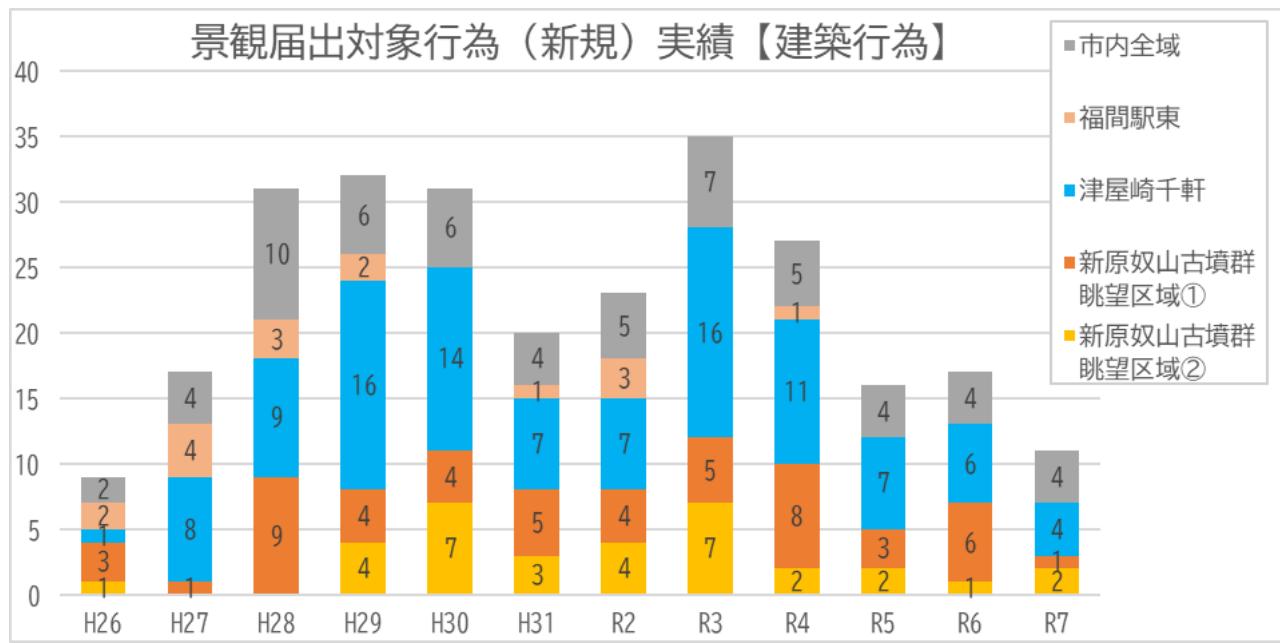
メモ

景観アドバイザーは、景観形成基準では判断できない場合などに、専門的知見から助言をもらう。場合によっては景観アドバイザーミーティングを開催・協議を行う。
年間1~2件

資料1

景観の届出対象行為

建築・開発	一般区域	景観重点区域					
		福間駅東	津屋崎千軒	新原奴山古墳群 眺望区域①	新原奴山古墳群 眺望区域②	合計	
年度	市内全域						
H26	2	2	1	3	1	9	
H27	4	4	8	1	0	17	
H28	10	3	9	9	0	31	
H29	6	2	16	4	4	32	
H30	6	0	14	4	7	31	
H31	4	1	7	5	3	20	
R2	5	3	7	4	4	23	
R3	7	0	16	5	7	35	
R4	5	1	11	8	2	27	
R5	4	0	7	3	2	16	
R6	4	0	6	6	1	17	
R7	4	0	4	1	2	11	
合計	61	16	106	53	33	269	



※建築・開発行為含む

※R7 年度は R7.11 月迄